



人権の花を咲かせよう ⑫

共に暮らす社会と

心のバリアフリー

「バリアフリーとはどういう事でしょうか。「障壁がない」という意味の外来語で、誰でも支障なく活動できる生活環境のことを意味しています。わが国ではバリアフリー法などの法律が制定され、建築物や公共交通機関、道路などでバリアフリーが進められています。」

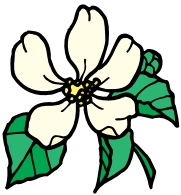
障害のある人の人権を考えるとき、こうした物理的なバリア(障壁)はもちろん、共に生活をしている人々の心のバリアも大きな課題となります。市内には、障害のある人が7,000人以上います。その障害は身体障害、知的障害、精神障害、発達障害などさまざまです。もし障害のある人や障害について誤った認識をしているとしたら、接する態度はかたくなになり、地域社会から排除しようとする力が働きます。道路の段差などの物理

的なバリアだけでなく、周囲の人々の誤解や偏見、先入観などによる心のバリアが、生活のしづらさにつながっているのです。互いの人権を尊重し、心のバリアを取り除いていくことが、これが心のバリアフリーです。

市では、障害のある人や障害への理解を深めるため、こころネットみはらでの講座の開催や、地域自立支援協議会での市民協働による支援などに取り組んでいます。また、福祉施設などでも地域との交流行事などを開催しています。

障害のある人はもちろん、誰もが社会の一員として支え合い、共に暮らすことのできる社会をつくりあげていきましょう。

(人権啓発広報編集委員会)



人権標語

(小学5年生の作品)

つくりようよ 差別をなくす 仲間たち



住宅用太陽光発電をめぐるトラブル

《相談内容》

訪問販売で、「太陽光発電を取り付ければ、補助金も受けられるし、余った電気は電力会社に売ることができると、元は十分取れるからお得だと勧められた。設置費用は高額だが、元が取れるという話は魅力的だ。信用してもよいのか。」

《アドバイス》

消費生活センターでは、個別の業者の信用性についての回答はできません。今回の相談者には、業者が補助金などを強調して契約の即決を求めようなら、契約は見合わせる方がよい、と伝えました。太陽光発電が脚光を浴びています。環境にやさしいクリーンな発電方法に加えて、補助金や電力会社の買い取り制度など政府のバックアップ体制が整ったことが挙げられます。その反面、制度を悪用して、訪問販売で「補助金を受けられるから急いで契約して」とか「余剰電力を売ることです

消費生活相談

分元が取れるなどと勧誘されるケースも増えてきました。太陽光発電の設置費用は高額です。国や地方自治体の補助金制度や余剰電力の買い取り制度も確かにありますが、補助金は申請期間や要件があり、申請しても確実に受けられるとは限りません。売電についても、曇りや雨天時などは発電量を得られない時もあり、期待どおりにならない可能性もあります。また、パネルの向きによっても発電量は異なると言われています。訪問販売で契約した場合、クーリング・オフが可能です。(契約書面を受け取ってから8日以内)

しかし、契約する前に、複数の見積りを取って比較し、補助金や売電制度について自分で情報を得て、慎重に考えてから契約しても遅くありません。

消費生活センター(市役所本庁5階)
☎0848676410

とき 22日を除く月～金
曜日9時～12時、
13時～16時

3月の消費生活巡回相談
12日(金)14時～16時
19日(金)14時～16時

本郷支所
久井保健福祉センター

26日(金)10時～12時
大和保健福祉センター

問い合わせ先 商工振興課
☎0848676072 FAX 084864103